

# 介護保険法等に規定する指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する行政処分について

〔平成28年2月16日〕  
旭川市福祉保険部指導監査課

## 1 趣旨

有限会社旭川高齢者グループホームが開設している指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者に対し、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の10第8号及び第115条の19第7号の規定に基づく行政処分を行う。

## 2 対象事業者等

### (1) 開設法人

法人名 有限会社旭川高齢者グループホーム  
代表者名 代表取締役 田中稔力  
所在地 旭川市花咲町7丁目4056番地の5

### (2) 事業所

事業所名	サービスの種類	指定年月日	所在地
グループホーム ほーぷ	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護	平成13年7月1日	旭川市春光台5条2丁目14番地の7

## 3 処分内容

- 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の全部の効力を停止する。

（平成28年3月1日から平成28年5月31日までの3か月間）

サービスの種類	根拠法令
認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護	介護保険法第78条の10第8号及び第115条の19第7号
処分日	平成28年2月16日

## 4 処分の原因となる事実

介護職員処遇改善実績報告において、旭川市に対して虚偽の報告をすることにより、平成25年度及び平成26年度の介護職員処遇改善加算を不正に請求したため